補足④

【条例改正に関する補足説明】

NPO 法関連の条例改正について

令和3年3月　地域活動推進課

NPO 法人の設立・運営の手続きを迅速・簡素化し、事務負担を軽減する「特定非営利活動促進法」（以下、「ＮＰＯ法」という。）の改正に伴い関連する条例を改正するもの。

《改正条例》

（１）熊本市特定非営利活動促進法施行条例　⇒　以下、施行条例

（２）熊本市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例　⇒　以下、指定条例

《条例の改正箇所及び法改正の概要》

○ 設立の迅速化（縦覧期間の短縮）

（１）施行条例　第３条　※引用条項の整備のみ
（２）指定条例　※法改正に伴う条例改正は不要

・設立認証申請縦覧期間の短縮　（１月間　⇒　２週間）
・申請書類に不備がある場合の補正期間の短縮　（２週間　⇒　１週間　）
・所轄庁が行う公告をインターネットの利用等による公表とする。

○ 個人情報保護の強化（住所等の公表等の対象から除外）

（１）施行条例：第２１条第１項第３号　※引用条項の整備のみ
（２）指定条例：第４条第５号、第１０条第２項　※法改正の内容に合わせて条例を改正

・所轄庁及び NPO 法人（認定・特例認定・指定）が行う「役員名簿」・「社員名簿」の閲覧等は個人の住所等の記載を除く。

（２）指定条例：第１２条第４項　※法の内容に合わせて条例を改正

・指定 NPO 法人が閲覧させる書類から「前事業年度の寄附者名簿」を除く。（ＮＰＯ法では認定・特例認定 NPO 法人の閲覧対象外であるため）

○ 事務負担の軽減（NPO 法人（認定・特例認定・指定）の提出書類の削減）

（１）施行条例　※法改正に伴う条例改正は不要
（２）指定条例：第１３条第１項　※法改正の内容に合わせて条例を改正

・「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」の所轄庁への提出を不要とする。
・「役員報酬規程」等の毎事業年度の提出を内容の変更がない場合は不要とする。

《施行日》　令和３年６月９日（法の施行日に合わせるもの）